

令和元年9月3日
在マイアミ日本国総領事館

ハリケーン「ドリアン」の最新情報(第9報)

●ハリケーン「ドリアン」は、9月3日午後3時現在、フロリダ州フォートピアースの東約105マイル(約170キロメートル)の大西洋上を北西に時速約5マイル(約7キロメートル)の速度で進行しています。現在の勢力は、最大風速が時速110マイル(時速175キロメートル)とカテゴリー2に分類され、日本の非常に強い台風匹敵する規模と考えられます(当館「ハリケーンの基本知識」参照 <https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/000175712.pdf>)。国立ハリケーンセンターによると、これから翌4日にかけて、フロリダ半島東方沖合いを北上する見込みです。

●現在、フロリダ州内の各種警報・注意報は、パームビーチ郡ジュピター入江からセントジョーンズ郡ポンテ・ベドラビーチにかけてハリケーン警報(Hurricane Warning)が発令され、同地域ではハリケーン圏内に入ることが予想されるため、避難等の命を守るための準備を急ぐ必要があります。また高潮警報(Storm Surge Warning)がパームビーチ郡ジュピター入江から北方のジョージア州境以北まで発令され、同地域では発令後36時間にかけて、命を脅かす高さ・規模の高潮・洪水が予想されるため、同じく早急に避難等、身の安全を確保するための行動が必要となります。さらに、セントジョーンズ郡ポンテ・ベドラビーチから北方のジョージア州境以北までハリケーン注意報(Hurricane Watch)が発令されています。その他、高潮、熱帯暴風雨の警報(Warning)や注意報(Watch)については、国立ハリケーンセンターのホームページ <https://www.nhc.noaa.gov/text/refresh/MIATCPAT5+shtml/012123.shtml>にて最新の情報をご確認ください。

●現在、ブレヴァード郡、デュバル郡、フラグラータ郡、マーチン郡、ナツソー郡、パームビーチ郡、パットナム郡、セントジョーンズ郡、セントルーシー郡及びヴォルーシャ郡が沿岸部を中心に避難命令(mandatory evacuation)を発令、オキーチホビー郡、オセオラ郡及びセミノール郡が低地・沿岸部を中心に自主避難勧告(voluntary evacuation)を発令しています。なお、インディアンリバー郡の避難命令と、ヘンドリー郡及びハイランズ郡の自主避難勧告は解除されました。その他、ヴォルーシャ郡、デュバル郡、フラグラータ郡及びオセオラ郡が夜間帯を中心に外出禁止令を発令しています。以上の地域では、暴風雨に伴い一部の橋や道路が封鎖されて通行できなくなることもあります。避難命令や自主避難勧告については、フロリダ州危機管理局のホームページ(<https://www.floridadisaster.org/>)を確認の上、対象地域に滞在されている在留邦人や邦人旅行者の皆様におかれては、暴風雨や高潮・洪水から身を守る対策を早目にとることをおすすめします。

●「ドリアン」に関する過去の領事メールや広域情報は、こちらからご参照ください。<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami
80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130
電話: 305-530-9090 FAX: 305-530-0950
代表HP: <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>